

## 特別管理産業廃棄物管理責任者に係る報告書の手引

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、**当該事業場ごとに**特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「責任者」という。）を設置しなくてはなりません。（廃棄物処理法第12条の2第8項）

東京都では、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、同責任者の設置の報告をお願いしています。

ただし、ポリ塩化ビフェニルに係る産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者については、別途、要綱を制定し報告書の提出をお願いしています。

### 1 対象事業場ごとの提出様式

都内（八王子市の区域を除く。）における、次に掲げる事業場の区分ごとに、以下に示す各様式の報告書を提出してください。

- ① 感染性産業廃棄物を排出する事業場 様式 1
- ② 廃石綿等（飛散性アスベスト）を排出する事業場（工事現場） 様式 2
- ③ 廃水銀等を排出する事業場 様式 3
- ④ その他の特別管理産業廃棄物（以下の廃油・廃酸・廃アルカリ・特定有害産業廃棄物）を排出する事業場 様式 4
  - ・引火点が70℃未満の炭化水素油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
  - ・pHが2以下の酸性の廃液又はpHが12.5以上のアルカリ性の廃液を排出する事業場
  - ・有害物質を基準値以上に含む、廃酸、廃アルカリ又は污泥等の特定有害物質を排出する事業場
  - ・その他廃棄物処理法施行令第2条の4に規定される物（PCB廃棄物を除く。）

### 2 提出時期

- ① 設置報告書：設置後30日以内  
ただし、廃石綿等については、工事着手（石綿除去工事）前まで  
なお、試験、研究等、排出する事業活動が30日以内に終了する場合には、報告書の提出は不要です（ただし、廃石綿等については30日未満の短期工事でも提出するようにしてください。）。
- ② 変更報告書：変更事項が生じた後、すみやかに提出してください。
- ③ 廃止報告書：責任者を廃止した場合、すみやかに提出してください。  
ただし、廃石綿等の場合には、工事期間の終了をもって、廃止したものとみなしますので、別途、廃止報告書の提出は不要です。

### 3 提出部数 : 1部

- ・東京都の受付印を押した副本（副本は報告者の控え、正本の写し可）が必要な場合は、正副2部を郵送又は窓口で提出してください。
- ・窓口持参で正副2部提出した場合は、その際に受付印を押した副本（控え）を返却します。
- ・東京共同電子申請・届出サービスによる提出は、副本を返送するシステムがありません。提出受付は受付通知メール、審査終了は審査結果登録メールで確認してください。

#### 4 提出書類・添付書類

##### (1) 設置時

- ① 該当の報告書（様式 1～4）  
責任者は、自社（廃石綿等の場合は元請業者）の社員から選任してください。
- ② 資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書及び講習会の修了証等、資格を証明する書類（写し）  
（下記 5 参照）
- ③ 廃石綿等の場合には、上記①、②に加え、廃石綿等処理計画書

##### (2) 変更時

- ① 該当の報告書（様式 1～4）
- ② 責任者を変更する場合には、資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書及び講習会の修了証等、資格を証明する書類（写し）（下記 5 参照）
- ③ 廃石綿産業廃棄物管理責任者に係る変更の場合であって、廃石綿等処理計画書の記載事項を変更する場合には、変更後の廃石綿等処理計画書

※事業場自体を変更、増設する場合は変更ではなく設置報告書の提出が必要です。

##### (3) 廃止時

廃止報告書

#### 5 資格を証明する書類

責任者には法で定める資格が必要なことから、報告書に資格を証明する書類の添付をしてください。  
なお、資格を証明する書類とは、次に掲げるとおりです。

##### (1) 感染性産業廃棄物管理責任者に関する証明書類（写し）（①から③のいずれか）

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士：資格証明証
- ② 大学等で医学等課程を修めて卒業した者：卒業証明書等
- ③ 次に掲げる講習会修了者：講習会の修了証

講習会名称：「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」

又は「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」

実施機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

申込・問い合わせ先（東京会場）：一般社団法人東京都産業資源循環協会

電話 03-5283-5455

##### (2) 感染性産業廃棄物管理責任者以外の責任者に関する証明書類（写し）（①から④のいずれか）

- ① 大学等で衛生工学等の課程を修めて卒業し、実務経験を有する者（廃棄物処理法 施行規則 第 8 条の 17 第 2 号ロからト）：卒業証明書等及び実務経験の証明書
- ② 10 年以上廃棄物処理に従事した者：実務経験の証明書（※）

##### ※ 実務経験の証明書

次のいずれかの実務経験としています（合算を含む。）。

- 廃棄物処理法第 7 条又は第 14 条に規定する一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者の設置する処理施設において、当該施設の運転、維持管理等に従事した実務経験
- 廃棄物処理法第 8 条又は第 15 条に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において、当該施設の運転、維持管理等に従事した実務経験

- ③ 上記5(1)③と同じ講習会修了者：講習会の修了証  
なお、クリーニングを行う事業場で、「廃油」「廃酸」等の特別管理産業廃棄物を排出する場合は次の講習会の修了証でも可能

講習会名称	：クリーニング師研修／第1型
実施機関	：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
申込・問い合わせ先	(東京会場)：公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 電話03-3445-8751

- ④ 一級、二級及び三級の自動車整備士並びに自動車整備電気装置整備士(自動車用バッテリーを廃棄する事業場(特別管理産業廃棄物「廃酸」の排出あり)で同バッテリーに関する業務に限る。)：資格証明書

## 6 提出方法

### (1) 郵送

東京都の受付印を押した副本(副本は報告者の控え、正本の写し可)が必要な場合のみ、正副2部及び返信用封筒(返信用切手貼付、宛先住所記載済み)を郵送してください。受付後、受付印を押印した控えを返送します。

### (2) 東京共同電子申請・届出サービス

利用方法等については以下のサイトでご確認ください。

URL: <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/www/guide/howtouse.html>

### (3) 窓口提出(土日祝日、年末年始を除く。)

受付時間は、平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで  
(事前予約は不要です。)

## 7 問合せ先・提出先窓口

次のいずれかの窓口で提出できます。(事業場が八王子市にある場合を除く。(※))

○東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎19階北側  
電話 03-5388-3589

○東京都 環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当

〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階  
電話 042-528-2694

(※ 八王子市内の事業場の場合には、次の担当へお問い合わせください。  
八王子市 資源循環部 廃棄物対策課  
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1  
電話 042-620-7458